

奈良県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年七月十四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
くぼた医院	橿原市見瀬町大水口一―一	令和五年三月三十一日
速水歯科	生駒市辻町三九九―五〇 トキ ワビル二階	令和五年四月三十日
大倉歯科医院	香芝市瓦口二三二四	令和五年五月三十一日
ルナ歯科クリニック	香芝市上中七八八―一	令和五年五月三十一日